

# 青少年団体活動の助成団体募集

青少年育成鳥取市民会議は、青少年の健全育成に関する活動を行う団体を支援することにより、青少年団体等の活性化と青少年の健全育成を図ることを目的として交付します。

## 青少年育成鳥取市民会議助成金

### 助成対象事業

#### 対象となる活動

- ・青少年健全育成のための芸術、スポーツ、文化等の事業（地域間交流、世代間交流活動等）
- ・社会奉仕活動への参加（環境美化活動・環境保護・資源を大切にす運動等）
- ・環境浄化活動（不良図書、有害物品の販売自粛、有害図書自販機の点検および追放運動、通学路での子どもの見守り、あいさつ運動、地域の清掃等、美化活動の推進）
- ・青少年非行防止のための活動（非行防止組織の確立、活動計画の樹立、非行防止のための研修会等）

### 助成対象者・助成額

助成対象団体	助成団体数	助成額	上限
青少年育成団体	6団体	助成対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定した額と6万円のいずれか低い額	6万円以内

※青少年育成鳥取市民会議助成金交付要綱第3条（助成対象団体）により、助成対象団体は、現会員から募り、同一中学校区で複数の応募がある場合は、上限2団体までとします。

※青少年育成鳥取市民会議助成金交付要綱第4条（助成対象事業）により、国または地方公共団体等から補助事業の対象となった事業については、本助成金を交付しないこととします。

※選考は活動内容を検討の上、助成金検討委員会にて、助成団体を選考します。（6月下旬）

### 助成対象経費

助成対象経費は、次に掲げる経費です。

ただし、会の構成員に対するもの及び備品購入は除きます。

- ・報償費（講師・専門家等への謝礼等）
- ・旅費（講師・専門家等の交通費、通行料金等）
- ・需用費（チラシ・ポスター等の印刷費・材料費、消耗品費等）
- ・役務費（通信運搬に係る経費、保険料等）
- ・使用料及び賃借料（会場使用料、車両・機械等の賃借料等）

**申込期間** 令和8年6月1日（月）～6月15日（月） \*必着のこと

**申込方法** \*事業計画書に必要事項を記入し、下記に提出してください。

\*予算の範囲内での交付のため、助成団体数を超えた場合は、選考となります。

\*詳細については、鳥取市公式ホームページをご覧ください。

### 申込先、問合せ先

青少年育成鳥取市民会議

〒680-8571 鳥取市幸町71番地 市役所本庁舎5階 鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課内